

# 家族信託編

## 家族信託\_⑪ ～信託の変更\_2～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.4. 3

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

信託の変更という概念はわかるのですが、具体的にはどのような場合は想定されるのですか。



いい質問ですね。信託は長い期間設定されるので途中でいろいろな場合を想定しておかなければいけません。①信託財産の追加。②委託者の死亡、③受託者の死亡、後見開始など。



ちょっと考えただけでも、信託が変更しなければいけない場面があるのですね。



そうです。まず、①の信託財産の追加ですが、これは当初設定した信託の目的に合致していれば、その追加する財産と受益権割合を追加の文書（追加信託引受合意書）で明記をします。



当初、信託したお金が信託の目的達成のため不足すればお金を追加することは想像できませんね。③の受託者が死亡する場合は、信託の船頭さんがいなくなるので信託が消滅しないのですか。



1年間、新受託者が決まらない場合は信託は消滅しますが、目的達成のために当初の契約書で第二受託者を定めておくといよいでしょう。受託者は責任が大きいので当初から関与してもらうことがよいでしょう。



それでもいきなり受託者をやると言われても実務的に困難が伴うと思うのですが。。



そうですね。受託者の業務の引き継ぎがいくつかあります。まず、契約書の変更、信託口座の変更、不動産が信託されていれば信託名義の変更、貸借人へ家賃振込口座の変更通知などなど。

わあ～、大変ですね、受託者は。家族でないとなかなか努めれないですね。受託者の報酬もきちんと払ったほうがいいですね。家族といえども。



最後に①の委託者が死亡したとき、信託そのものは委託者の死亡が信託の終了事由になっていなければ信託は継続されます。その地位を継承するしないという判断が別にあります。

委託者の地位を承継する場合はどういう場合ですか。



信託契約では委託者の地位は相続で承継されます。受益者が委託者を兼ねるようになれば本来の委託者の信託設定の思いがながしるにされるリスクもあります。その場合は、契約書で、委託者の地位は承継しないと明記しておくといでしょう。

## 本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 信託の変更には①信託財産を追完する場合があります。信託した目的の範囲内で、その財産の特定と受益権割合を「追加信託引受合意書」などで定めます。
- ✓ ②委託者が死亡した場合、目的によりますが一般的には信託そのものは継続されます。また、委託者死亡により信託契約では委託者の地位は相続人に承継されます。承継させない場合は、当初の信託契約で定めます。
- ✓ ③受託者が死亡、後見開始、辞任、解任等に備えて、第二受託者を当初の信託契約に定めておくことが望まれます。信託登記変更など手続きが発生します。

# 事例10 共有不動産の争族回避対応

## 設定の背景、想い

目的：不動産収益を平等に、しかしトラブルにならないように共有はさせたくない。

- ◆父所有のアパート1件を3人の子供に平等に相続させたいが代償資産（現金）がない。
- ◆しばらく、売却やアパートの分割はしたくない。
- ◆アパート管理は長男にまかせたい、次男三男とトラブルにならないようにしたい。
- ◆長男にはアパート建て替え、処分できるように信託契約上で設定したい。

委託者  
受益者



父



信託の設定

信託契約  
(公正証書)

不動産の名義変更

受託者



不動産の管理処分権限

長男

受益者、受託者の合意

信託の終了



長男



二男



三男

所有権ではなく、受益権を  
準共有にする。  
(長男が賃料を受け取り、  
2人に利益配当をする)

現金は1/3ずつ相続。

第二受益者 (第三)



長男 (子)  
1/3



二男 (子)  
1/3

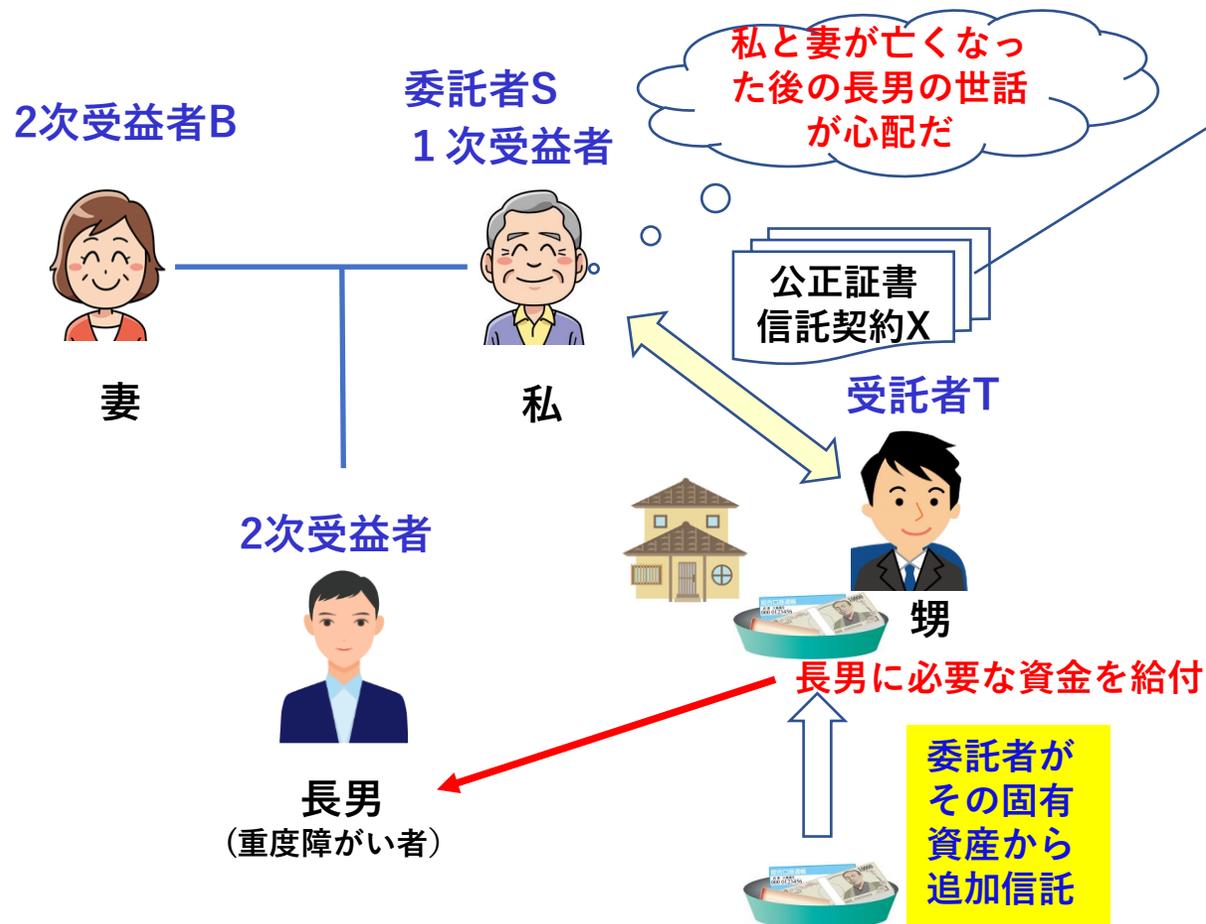


三男 (子)  
1/3

将来、長男が二男、三男から  
受益権を買い取るなどして、  
3人で信託を合意解除  
する想定。

# ①追加信託は可能か？

可能ですが信託の目的の範囲内で、「追加信託引受合意書」で追加する財産と受益権割合を明記すべき。  
もともとの信託の目的を超える場合は、信託の変更手続きをすべきと思われます。



委託者は、受託者に通知をした上、その同意を得て不動産、金銭及び有価証券を追加信託することができる

## 追加信託引受合意書 (例)

委託者Sと受託者Tは、信託契約Xに基づき、以下合意をする。

- 1) 委託者Sが現金500万円を追加信託する。
- 2) 現受益者が受益権を取得する。

令和X年X月X日  
委託者兼受益者 S  
受託者 T

## ②委託者が死亡したら信託はどうなるのか？

①信託自体の継続と②委託者の地位の継続に分けて考えます。  
後継遺贈型受益者連続信託では、委託者の地位が承継移転されることが多い。

### ①信託の存続

委託者の死亡が信託行為（契約等）に終了事由として定められていなければ、**委託者の死亡後も信託は継続**する。むしろ、信託行為の設定は、委託者の死後のことを委託者が心配して設定するので当然のこと。

### ②委託者の地位の承継

| 信託行為        | 原則                           | 例外  |
|-------------|------------------------------|---|
| 遺言信託        | 相続により <b>承継されない</b> 。（信法147） | 別段の定めがあればその定めによる。                                 |
| <b>信託契約</b> | 相続があっても <b>承継される</b> 。（反対解釈） | 同上（委託者の相続開始後のその地位を相続されるのが望ましくない場合、相続しないことが合理的な場合） |

#### 第〇条（委託者の地位）

委託者Aが死亡した場合、委託者の権利は消滅し、**委託者の地位は相続人に承継されないこととする**。

OR

#### 第〇条（委託者の地位）

委託者の地位は、受益権を取得した者（受託者を兼ねた者は除く）に移転するものとし、委託者の死亡により委託者の相続人に相続されない。

**受託者がその地位を独占的に持つことになるのはさけるべき。**



**登録免許税が4/1000の特例**

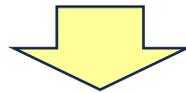
# 委託者の地位を受益者に移転するとどうなるか？

受益者である後継委託者の権限の乱用になり、当初の信託を無力化する恐れがあります。

委託者の持つ権利とは？

- ① 信託の変更権
- ② 信託を終了させる権利

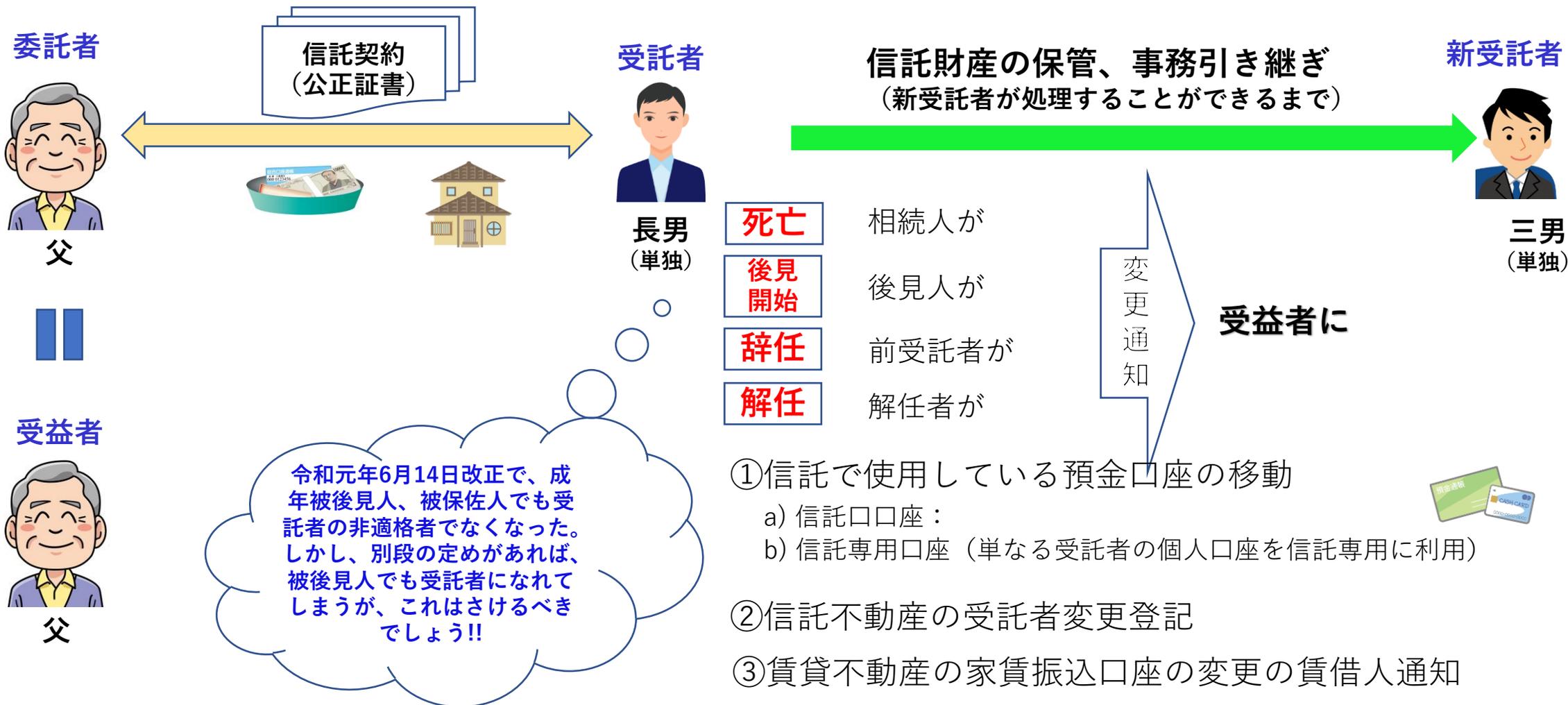
「委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。」  
(法164条1項)



つまり、**受益者と委託者を兼ねることで、その者に本来の信託の目的も変更できてしまうこと**になり、当初の委託者の信託設定意図を実現できなくなる恐れがある。

### ③受託者が死亡や辞任、解任の場合はどうなるのか？

後継受託者を当初信託契約に定めておくこと。受託者業務の引き継ぎ、諸手続が必要になります。



# Thinking time !

信託の変更についても法律をきちんと押さえておきましょう。

## 具体的には？

・どのような場合が、具体的な場合で信託の変更になるのでしょうか。

- ①信託財産
- ②委託者の死亡
- ③受託者の死亡



## 信託の変更

・後々の手続が必要になるのですが、変更手続をしなくてもよいような工夫があるのでしょうか。

- ①信託財産
- ②委託者の死亡
- ③受託者の死亡

## ● 個人のお客様のご相談

### ◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

### ◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

### ◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

## ● 各種セミナー

### ◆ 世代別セミナー

### ◆ テーマ別セミナー

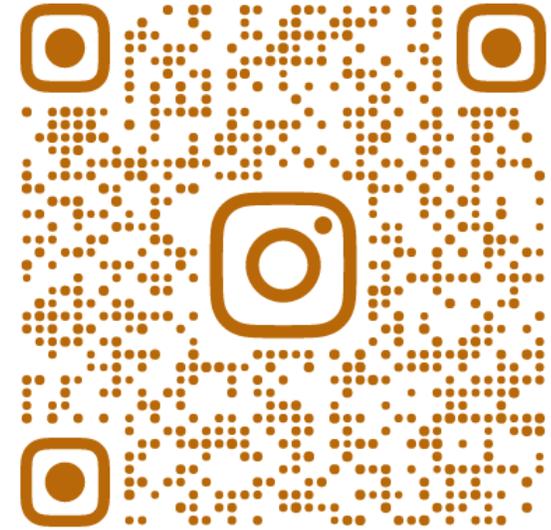
詳細はホームページとインスタをご覧ください

## ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

## インスタグラム



@FP\_YOSHISAN